

インターネット環境が整っていないご家庭に モバイルルーターを貸出します

嵐山町では、令和3年度より町立小中学校に通う児童・生徒に対して、1人1台の学習用端末(タブレット)の貸出を行っています。このタブレットは、学校の授業だけでなく、各ご家庭で課題に取り組んだり、学校からの連絡を確認したりすることにも利用していきます。

今後、緊急事態の措置等への対応や家庭学習で利用する際、オンラインでタブレットを使用するためにはインターネット環境が必要となるため、インターネット環境が整っていないご家庭へモバイル Wi-Fi ルーターの貸出を行います。

【貸出条件】

- (1) 町立小中学校に通う児童・生徒のご家庭
- (2) ご家庭にインターネット環境が整備されていないこと
- (3) モバイルルーターの貸出にかかる費用は、無償です。
ただし、次に掲げる費用についてはご家庭の負担となります。
 - ① 児童等の家庭におけるインターネット通信契約及び通信にかかる費用
 - ② 貸与機器の使用にかかる電気料金
- (4) ご家庭における児童・生徒の人数にかかわらず、原則1世帯につき1台です。
- (5) 貸出期間は、対象となる児童・生徒の義務教育終了までの期間です。

【貸出の機器】

Wi-Fi GlocalMe G3(uCloudlink)及びその付属品

- ・同時接続 5 台
- ・通信キャリアを問わず SIM カードの利用可

【貸出にあたっての遵守事項】

- (1) モバイルルーターは、児童・生徒の皆さんが家庭での学習を行うことを目的としてお貸出するものです。タブレット以外の機器を接続したり、学習以外の目的で利用したりすることのないようにしてください。
- (2) 故意の破損、汚損又は紛失したときは、原状回復又は実費に相当する費用を負担していただくことになりますので、取扱いには十分に注意してください。
- (3) その他詳細については、「モバイルルーター貸与要綱」を確認してください。要綱は、町ホームページ掲載又は教育委員会事務局(役場)にてお渡しをしています。

【申請方法】

「モバイルルーター貸与申請書」に必要事項をご記入の上、郵送又は窓口へ持込みの方法でご提出ください。



【申請先・問い合わせ】

嵐山町教育委員会事務局 教育総務担当
電話 0493-62-0823
〒355-0211 嵐山町大字杉山 1030 番地 1